

取り扱う医薬品の区分、通常の営業日及び営業時間、相談時及び緊急時の連絡先

1 薬局（店舗）において、販売又は授与する医薬品の区分（該当するものに☑すること）

- 薬局医薬品【薬局のみ】
 薬局製造販売医薬品【薬局のみ】
 要指導医薬品
 第1類医薬品
 指定第2類医薬品
 第2類医薬品（指定第2類医薬品を除く）
 第3類医薬品

2 通常の営業日及び営業時間

営業日及び営業時間（曜日ごとに営業時間が分かるように記載）

--

定休日

--

3 相談時及び緊急時の連絡先

1 営業時間内

・電話番号その他連絡先

電 話 ()

メー ル ()

その他 ()

2 営業時間外

曜日 時 分 ～ 時 分

曜日 時 分 ～ 時 分

曜日 時 分 ～ 時 分

・電話番号その他連絡先

電 話 ()

メー ル ()

その他 ()